



第143号

長野 浩三
KCCN 事務局
弁護士

レスキュー商法等の撲滅について

KCCN ニュース121号ではロードサービスのレスキュー商法の消費者トラブルについて書きました。レスキュー商法は消費者が困っている状況につけ込んで、不当に高額な代金を請求し、また、不要な契約を締結させるなど、従前からある消費者トラブルです。

最近、大型の災害が増えたことも影響してか、リフォーム、点検商法が増えているようです。

国民生活センターHP：

https://www.kokusen.go.jp/soudan_topics/data/reformtenken.html

「屋根がずれているので無料で点検する」などと言って、屋根工事契約を訪問販売で契約させようとする業者は昔からいましたが、最近、工事の費用は火災保険で賄われるはず、などと実質的な消費者の負担がないかのようにして(さらには保険金請求も手伝うなどと言って)訪問販売をする業者が増えているようです。中には、点検すると称して屋根を故意に損傷するという悪質な業者もいるようです。

これらのリフォーム、点検商法は訪問販売であることがほとんどですので、特定商取引法に基づくクーリングオフが可能です。被害にあった方はお近くの消費生活センターになるべく早く相談することが重要です。

しかし、何十年も前からある同様の手口がなくなるにはなぜでしょうか。

リフォーム契約は単価も高く、業者の利益も大きいこと、火災保険からの支払が見込まれる事案では消費者も気軽に契約しやすいこと、などが悪質な業者が後を絶たない原因となっていると思われます。このような業者を撲滅するには徹底的な取締(特に刑事罰)と不当な利益の吐き出しをすることが必要です。

不当な利益の吐き出しについては、特定適格消費者団体である消費者機構日本が、情報商材被害事件について共通義務確認訴訟を提起し、最高裁で同訴訟で対応可能であることが判断された件が参考になります。

(次頁に続く)

問題は徹底的な取締です。消費者庁による行政処分、警察による刑事的な摘発が圧倒的に足りていないように思います。レスキュー商法でも同様のことが言えると思います。特殊詐欺の横行を見ても、日本は詐欺がしょっちゅう起こりうる社会です。安心、安全な地域をというスローガンは国、地方公共団体のいずれのレベルでもいわれますが、これらの被害を本当に撲滅するには、もっと大量の行政処分、刑事的な摘発が必要だと思います。

KCCNはレスキュー商法に対し差止請求をしていますが、根本的には行政処分や刑事罰で痛い目にあうと思わせないと、名を変え品を変え、これらの商法が次々出てくると思います。予算のこともありますが、消費者問題に取り組む関係者が早急に真剣に考えないといけない課題かと思っています。

以上

(2026年7月)